

報酬制度の見直しに関する行政委員からの意見

1 総論的な意見

- ・我々は、報酬額の多寡で仕事をしている訳ではない。
- ・財政状況が厳しい中、世の中の流れに合わせて見直しを行うことは理解できる。
- ・司法判断を見極めた上で、日額制の導入の可否を決めてもいいのではないか。
- ・月額が適當とは思うが、日額化が県民の民意というのであればやむを得ないと思う。

2 職責、勤務実態に関する意見

- ・行政委員には、非常に重い職責があり、常に行政委員としてのプレッシャーがある。
- ・直接県民の方々と接し、問題解決の方法を検討・判断し、対応するという特殊性がある。
- ・行政委員は、「兼職の禁止」や「政治的行為の制限」など、本来各人に認められている権利の行使が大きく制限されている。
- ・我々は、県庁の会議だけが仕事ではなく、書類の読み込み、判例調査、裁決書等の内容検討など、会議以外においても日常的に様々な活動をしている。
- ・委員会では、裁判所と同じような仕事をしているが、裁判官が日額などということは考えられない。
- ・見直しにおいては、行政委員の職責や勤務実態を十分に踏まえて判断して欲しい。

3 その他の意見

- ・単に時間や日数で払うということになれば、委員をやろうという人が減ってしまうのではないか。
- ・一県民として見れば、報酬は高いと思っていた。
- ・財政的なことを考慮するのなら、月額制のままで減額すればよい。
- ・会議の回数が多い少ないではなく、行政委員会としての性格は皆同じなのだから、報酬についても平等な考え方をしてほしい。